会議資料４

都教生第５２１号
令和８年９月２９日

都留市博物館協議会
会長　　加藤　敦子　様

都留市教育委員会
教育長　大竹　太

ミュージアム都留基本的運営方針（案）の内容及び寄贈・寄託資料の
今後の運用について（諮問）

博物館法第二十三条第二項の規定に基づき、下記の内容について、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問内容
１．ミュージアム都留基本的運営方針（案）の内容について
２．寄贈・寄託資料の今後の運用について

博物館法

(博物館協議会)

第二十三条　公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

２　博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

（案）

令和８年　月　日

都 留 教 育 委 員 会
教育長　　大竹　太　　殿

都留市博物館協議会
会　長　加藤　敦子

博物館法第二十三条第二項の規定に基づき、下記の事項について答申します。

記

＜答申事項＞
１．ミュージアム都留基本的運営方針（案）の内容について
２．寄贈・寄託資料の今後の運用について

（案）

令和８年　月　日

都留市教育委員会　様

都留市博物館協議会

ミュージアム都留基本的運営方針（案）の内容及び寄贈・寄託資料の
今後の運用について（答申）

令和　年　月　日付けを以て諮問を受けた下記の内容の適否について、当協議会は慎重に検討した結果、下記のとおり答申します。

記

１．ミュージアム都留基本的運営方針（案）の内容について

ミュージアム都留基本的運営方針（案）について承認する。なお、「2. ミュージアム都留活動の根拠」における「(2) 都留市長期総合計画におけるミュージアム都留の役割（案)」については、令和９年から運用される第７次都留市総合計画の内容に基づき、修正の上、改めて公開を求めるものとする。

２．寄贈・寄託資料の今後の運用について

内容について承認する。なお、今後の運用における博物館協議会を通しての受け入れの可否判断については、書面審議などの柔軟な協議方法を勘案することを求める。